

## 『指定地域共同活動団体』制度の創設

- 人口減少等により経営資源が制約される中で、住民が快適で安心な暮らしを営むことができるサービスの提供や地域課題の解決のため、今後、地域の実情に応じて、地域社会の多様な主体が参画し連携・協働する枠組み(プラットフォーム)を、市町村が構築し、その活動を下支えする取組が重要。〔第33次地方制度調査会答申(令和5年12月)〕
- ⇒ 令和6年の地方自治法一部改正により、「指定地域共同活動団体」制度を創設。

【施行期日】令和6年9月26日

## 1. 主体の指定

## 地域的な共同活動を行う主体

## 【イメージ】

- 自治会・町内会等の地域の活動団体が、地域の多様な主体と連携・協働しながら、地域的な共同活動を実施

- 地域的な共同活動のイメージ
  - ・ 地域の美化・清掃
  - ・ 高齢者の健康づくり・生活支援、子どもの居場所づくり、多世代交流活動
  - ・ 高齢者・子どもの見守り 等

右記の要件を満たすものを、市町村長が指定することができる

## 指定地域共同活動団体

以下の内容を市町村が条例で具体化

## 【指定対象】

- ・ 区域の住民 又は 区域の住民を主たる構成員とする団体 を主たる構成員とする団体

## 【指定の要件】

- ・ 地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する活動を行う
- ・ 地域の多様な主体との連携等により効率的・効果的に活動を行う
- ・ 民主的で透明性の高い運営その他適正な運営の確保 等

## 2. 指定の効果

- ・ 活動資金の助成、情報提供など、市町村の支援を受けることができる
- ・ 他団体との連携により効率的・効果的に活動を行うため、市町村に調整を求めることができる
- ・ 市町村から行政財産の貸付け、関連事務の随意契約による委託を受けることができる

## 【行政財産の貸付けのイメージ】

- 市保健センター内の一室を活用し、交流喫茶等を開催

- 市保健センターに相談に訪れた高齢者等が、その場で交流喫茶に参加することが可能。
- 市の健康診断等に合わせて、運動・食事の改善等について学ぶ健康セミナーを開催。



## 【随意契約による委託のイメージ】

- 公園の維持管理と、地域の美化活動を一体的に実施

- 公園周辺の地域美化活動団体への委託で、地域資源を活用するなど地区の一体性がある環境美化活動が可能。

